

積丹町告示第4号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成25年2月6日

積丹町長 松井秀紀

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

積丹町戸籍事務電算化事業

(2) 事業の目的及び内容

積丹町戸籍事務電算化事業企画提案要請書（別途交付。以下「企画提案要請書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成26年3月31日までとする。（詳細は企画提案要請書による。）

(4) 履行場所

積丹町が指定する場所（詳細は企画提案要請書による。）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 積丹町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、積丹町が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条第1項の規定による法務大臣の指定を受けた市区町村長が既に利用している戸籍事務を処理する電子情報処理システム（以下「戸籍システム」という。）を提供できる者であること。

(7) 北海道内において、戸籍システムを納入した契約実績のある者であること。

- (8) 北海道内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (9) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が管理する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得及びプライバシーマーク付与認定を受けている者であること。
- (10) 平成23・24年度積丹町競争入札参加資格を有している者であること。
なお、平成25年2月1日から積丹町役場建設課において、平成25・26年度における同資格を申請し、同資格を有する見込みのある者を含む。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者でないこと。
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けるため、参加表明書を提出しなければならない。

ア 提出期限 平成25年2月18日（月）午後5時必着

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

ウ 提出場所 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
積丹町役場 住民福祉課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案要請書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 平成25年2月6日（水）から平成25年2月18日（月）
（交付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

- (2) 交付場所 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
積丹町役場 住民福祉課

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成25年3月6日（水）午後5時必着

- (2) 提出場所 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
積丹町役場 住民福祉課

- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

時まで)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途積丹町財務規則（平成4年規則第1号）の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 積丹町役場 住民福祉課

(2) 所在地 〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5

(3) 連絡先 電話番号 0135-44-2113

FAX番号 0135-44-2714

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案要請書による。

11 留意事項

本事業は、契約期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件とするものとする。